

石川県暴力団排除条例

平成23年8月1日施行

条例の目的

この条例は、暴力団による不当な影響を社会全体で排除するとともに、県民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的としています。

基本理念

- ◇ 暴力団を恐れない
- ◇ 暴力団に資金を提供しない
- ◇ 暴力団を利用しない



条例の主な内容

1 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等 (第10条・第11条・第13条)

◎ 事業者は、その事業に関して、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対して、次に掲げる利益の供与をすることが禁止されます。(違反した場合、勧告・公表の対象となります。)

勧告・公表

- ・ 暴力団の威力を利用する目的で利益の供与をすること
- ・ 暴力団の威力を利用したことに関して利益の供与をすること
- ・ 暴力団の活動又は運営に協力する目的で相当の対償のない利益の供与をすること

- 上記のほか、その事業に関して
 - ・ 暴力団の活動を助長し、又は運営に資することとなる利益の供与をすること
 - ・ 暴力団の威力を利用することが禁止されます。

【利益の供与を受けることの禁止】

暴力団員等は、情を知って事業者から利益の供与を受けること、又は事業者が暴力団員等が指定した者に対して利益の供与をさせることが禁止されます。※勧告・公表の対象

※暴力団員等とは、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。



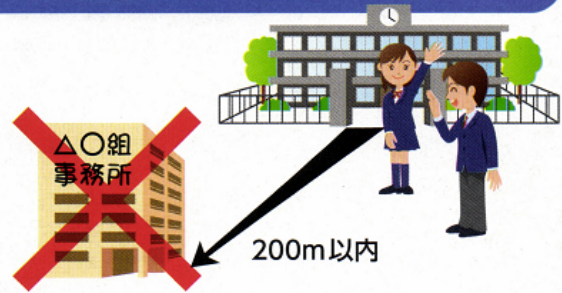
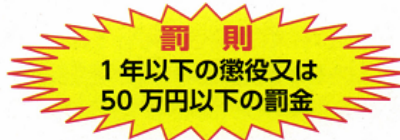
契約時における措置 (第12条)

- 事業者は、その事業に関する取引が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる疑いがあるときは、取引の相手方等が暴力団員等でないことを確認するよう努めるものとします。
- 事業者は、その事業に関する契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することが判明したときは、その契約を解除することができる旨の定めを設けるよう努めるものとします。



2 青少年の健全な育成を図るための措置 (第14条)

- 学校等の施設から**周囲200メートルの範囲**での暴力団事務所の開設、運営が禁止されます。



3 不動産取引からの暴力団排除 (第16条・第17条)

- 暴力団事務所に使用されることを知って**不動産の譲渡、貸付け又はその仲介を行うことが禁止**されます。(違反した場合、勧告・公表の対象となります。)

勧告・公表

【不動産の譲渡等をしようとする者の努力義務】

- 譲渡等の契約の相手方に対し、不動産を暴力団事務所に使用しないことを確認すること。
- 契約内容に
 - ・ 暴力団事務所に使用してはならない旨
 - ・ 暴力団事務所に使用されていることが判明した時は、契約を解除し、又は買戻しができる旨を定めること。
- 暴力団事務所に使用されていることが判明した場合は、速やかに契約を解除し、又は買戻しをすること。
- 不動産の譲渡、貸付けの仲介をする者は、譲渡や貸付けをする者に対して、不動産の譲渡等の規定の遵守に関し、助言その他の措置を講じること。



4 その他の規定

◆ 県民等の責務 (第5条)

- 県民は、暴力団排除に自主的かつ相互に連携し、県が行う暴力団排除の施策に協力するよう努めるものとします。
- 事業者は、暴力団との一切の関係の遮断に努め、県が行う暴力団排除の施策に協力するよう努めるものとします。



◆ 県の事務事業における措置 (第6条)

- 県は、公共工事その他の事務事業が暴力団を利することとならないよう、入札に参加させない等の必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

◆ 警察による保護措置 (第8条)

- 警察本部長は、暴力団排除に取り組んだこと等により、暴力団から危害を加えられるおそれがある者に対し、保護のために必要な措置を講じます。



石川県警察本部